

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>第一条から第十五条まで（現行のとおり）<br/>（自動車環境管理計画書の提出等）</p> <p>第十六条 条例第二十八条第一項に規定する規則で定める台数は、三十台とする。</p> <p>2 条例第二十八条第一項に規定する自動車環境管理計画書は、同項に規定する特定事業者に該当することとなつた日の属する年度から五年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。</p> <p>3 条例第二十八条第一項の規定による自動車環境管理計画書の提出は、同項に規定する特定事業者に該当することとなつた日から六十日以内（特定事業者に該当することとなつたときに提出した自動車環境管理計画書に引き続く自動車環境管理計画書の提出にあつては、計画期間の初年度の五月末日まで）に、別記第六号様式による自動車環境管理計画書提出書に、別記第六号様式の二による自動車環境管理計画書を添付して行わなければならない。</p> <p>4 条例第二十八条第二項の規定による計画書の提出は、自動車環境管理計画書の内容を変更した日から六十日以内に、別記第六号様式の三による自動車環境管理計画書変更提出書により行わなければならない。</p> | <p>第一条から第十五条まで（略）<br/>（自動車環境管理計画書の提出等）</p> <p>第十六条 条例第二十八条第一項に規定する規則で定める台数は、三十台とする。</p> <p>2 条例第二十八条第一項の規定による自動車環境管理計画書の提出は、別記第六号様式による自動車環境管理計画書提出書に自動車環境管理計画書を添付して行わなければならない。</p> |

(実績報告書の提出)

第十六条の二 条例第二十九条の規定による実績報告書の提出は、五月末日までに、別記第六号様式の四による自動車環境管理実績報告書により行わなければならない。

(自動車環境管理者の選任及び変更の届出)

第十六条の三 条例第三十三条第一項又は第二項の規定による届出は、自動車環境管理者を選任し、又は変更した日から六十日以内に、別記第六号様式の五による自動車環境管理者選任(変更)届出書により行わなければならない。

第十七条から第八十三条まで(現行のとおり)

別表第一から別表第二十まで(現行のとおり)

別記第一号様式から別記第六号様式まで(現行のとおり)

別記第六号様式の二から別記第六号様式の五まで(別紙のとおり)

別記第七号様式から別記第三十九号様式まで(現行のとおり)

第十七条から第八十三条まで(略)

別表第一から別表第二十まで(略)

別記第一号様式から別記第六号様式まで(略)

別記第七号様式から別記第三十九号様式まで(略)